


## 申告に必要なもの(簡易表)

下記に該当しない収入や控除の申告をする場合は、お問い合わせください。

チェック欄↓

確定申告・町道民税の申告に必要な書類など(会場でコピーはしませんので、事前にご自身でコピーしてきてください。)

収入を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与や年金の源泉徴収票の原本</li> <li>・営業や農業、不動産所得がある方は収支内訳書(会場に記載スペースは設けませんので、必ず事前に作成したものをお持ちください。鉛筆書き不可。)</li> </ul>
控除を証明するもの	
社会保険料控除 ※令和5年1月～12月支払済分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書</li> <li>・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書※ など</li> <li>※日本年金機構が発行しています。必ず添付が必要ですので、紛失した場合は、年金事務所または日本年金機構に再発行についてお問い合わせください。</li> </ul>
生命保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険料控除証明書</li> </ul>
地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険料控除証明書</li> <li>・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書</li> </ul>
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳など</li> <li>・障害者控除対象者認定申請書(65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち、町が認めた人へ発行。役場健康福祉課障がい福祉係への申請が必要)</li> </ul>
医療費控除 (控除上限:200万円) ※領収書の提出は不要ですが、ご自宅で5年間保存する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費控除の明細書(令和5年1月～12月中に支払った医療費などを集計したもの。会場に記載スペースは設けませんので、必ず事前に作成したものをお持ちください。鉛筆書き不可。)、医療費通知書</li> <li>※明細書は医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計し、記載してください。</li> <li>※高額療養費や生命保険契約などに基づく給付金がある場合は、差し引きます。</li> </ul> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※医療費控除の申告は、あくまで多額な医療費を負担した人の税金を軽減する制度ですので、もともと非課税の方については、軽減や還付はありません。高額療養費制度のような、医療費自体の払い戻しとは異なりますのでご注意ください。</p> </div> 
住宅借入金等特別控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関が発行する借入金の年末残高証明書</li> <li>・土地・家屋の登記事項証明書(不動産番号がついているものはコピーでも可)</li> <li>・土地・家屋の請負契約書または売買契約書のコピー(取得年月日・床面積・取得価格がわかるもの)</li> <li>・認定住宅等の新築取得の場合は、それを証する書類</li> <li>・(すまい給付金やグリーン住宅ポイント、住宅取得に係る商品券の交付を受けた方)給付金額の通知や町からの交付決定通知等、給付金等の額を証明する書類の原本</li> <li>※連帯債務を組んでいる(2人以上でローンを組んでいる)方、増改築やバリアフリー改修工事等のリフォームを行った方、ローンの借り換えを行った方、初めて中古住宅取得の申告をする方は帯広税務署での確定申告となります。</li> </ul>
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附した団体等から交付された領収証など</li> <li>※ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用した方が確定申告を行うと、制度が無効になります。該当の方が申告をする場合は、必ず「寄附金控除」を忘れずに追加してください。</li> </ul>
所得税が還付になる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人名義の預金通帳</li> </ul>
その他必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の申告書などの控え(可能な限り)</li> <li>・マイナンバーカード(表、裏)、もしくは※通知カードのコピー(表、裏)</li> <li>(※通知カードのみの方は運転免許証や保険証等の本人確認書類が必要です。)</li> </ul>